

## 今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会（第5回）

### 議事概要

1．日時：平成18年6月2日（金）14：00～16：00

2．場所：船員中央労働委員会特別会議室

3．出席者

#### 【委員】

山下座長、石井委員、今尾様（上原委員代理）、應地委員、加藤委員、桑山委員、古笛委員、玉置委員、戸川委員、福井委員、福田委員、吉村様（泉川委員代理）

#### 【国土交通省】

宿利自動車交通局長、松尾自動車交通局次長、久米技術安全部長、石津総務課長、一見企画室長、江角安全監査室長、瀧本保障課長、花角管理課長、戸澤技術企画課長

#### 【オブザーバー】

中山自動車事故対策機構理事、志岐損害保険料率算出機構理事、近江自賠責保険・共済紛争処理機構理事、若林厚生労働省社会・援護局障害健康福祉部企画課長補佐

4．議事概要

自賠制度における事故発生防止対策等の課題について事務局から説明が行われた。また、報告書（案）について討議が行われた。

#### 【委員の主な意見等】

- ・ 診療報酬基準案について、本当に一部の医療機関だが、自由診療ということで健保基準の数倍から数十倍もの単価をつけるところがあり、問題となっている。
- ・ 診療報酬基準案は、全国で統一し、次に中身の検討という方向の中で医師会も努力中。個別の問題は相談して対応すべきだが、今、健保との比較で議論するのは不毛。
- ・ バス導入事業の事故減少効果は理解するが、この予算を、例えば、自賠での等級が3～4級の被害者等の介護料に回してもらえたら、被害者側としてありがたいのだが。
- ・ 事故発生防止対策を効果的に行うため、自賠以外の国の事業、地方自治体の事業などとの関連を総合的に見ていくことを、今後の課題として上げてもらいたい。
- ・ 今回の懇談会では、被害者救済対策に基金の運用益を充てる現在の仕組みについて

更に検討が必要では。今、賦課金の将来的な検討の道を閉ざすことは妥当ではない。

- 自賠償保険でカバーできない問題を一生懸命取り組もうとする姿勢は評価するが、手を広げ過ぎてないか。集中的、重点的な使い方が必要。絶えず事業を見直すべき。
- 重度後遺障害者の対策は、地域での医療や福祉のセーフティーネットで吸収し、自賠の特別なものが乗る形が現実的。今回の報告書での対策は、その方向に沿うもの。
- 今後も、情報公開や勉強との意味から、懇談会を1年に1回程度開催してほしい。また、原動機付自転車の無保険車問題について、無保険車をなくす仕組みも必要では。
- 親亡き後の問題は、もう少し踏み込んだ形の内容を報告書に残すべき。厚労省との絡みもあるだろうが、理念を含めて自賠制度が主導権を持ってないか。
- 被害者救済対策についても、自賠法1条が予定している救済の範囲があると思う。次の5年後になるのか分からないが、きちんと議論すべき時期に来ているのでは。
- 報告書については、今回の懇談会で出せた方向性、得られたコンセンサスを踏まえつつ、部外者への分かりやすさを備えたものにしていただきたい。